

告 示

埼玉県告示第三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、特定公共賃貸住宅（鴻巣登戸住宅、加須南大桑住宅、与野上落合住宅及び大宮砂住宅）の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

埼玉県住宅供給公社

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで